

ごみの分別・リサイクル をすすめるために

分別に関するお問い合わせは
生活環境課 環境衛生係まで

★ 2月は粗大ごみ収集がありません ★

毎月1回収集の粗大ごみは2月の収集をお休みします。

次回の粗大ごみの収集は3月となりますので、ご了承ください。



★ ごみステーションの除雪のお願い ★

収集作業に支障がないよう、ステーションの周囲の除雪を行いましょう。

また、ステーションがいつも清潔であるよう掃除も忘れずにお願いします。

合併処理浄化槽を設置する計画のある方へ

町では、合併処理浄化槽を設置する計画のある方に対して補助金を交付しておりますが、事務処理上補助金の総額を事前に把握する必要があるため、平成20年度に補助制度を利用して合併処理浄化槽を設置する計画のある方で、下記要件に該当される場合は期限までに申し込みをされますようお願いいたします。(既にご連絡いただいている方は不要です)

1. 主な該当要件

- ① 下水道計画区域（小平市街地、鬼鹿市街地、白谷地区）を除く区域に設置するもの
- ② 個人の専用住宅で処理対象人員10人槽以下（個人の店舗併用住宅は算定基準に定める人槽）
- ③ 浄化槽法に基づく知事登録をしている業者により施工するもの
- ④ 浄化槽法に基づく設置の届出を提出すること
- ⑤ 住宅を借りている場合は、賃貸人の承諾が得られていること
- ⑥ 販売目的の新築、改築でないこと

2. 補助金額（※）

5人槽：420,000円 6人槽：490,000円 7人槽：560,000円
8人槽：630,000円 9人槽以上：700,000円

（※）浄化槽本体の設置工事にかかる費用を補助対象（便器、内装、配管等の費用は補助対象になりません）とし、1/2以内で人槽ごとに上記の金額を限度額として補助

3. 申込み期限 平成20年3月末日まで

4. 申込み方法 電話により申込みをしてください。

5. 申込み先 生活環境課環境衛生係（内線245・246）

じぶんのごみ！！残されていませんか？

適正な分別ができていないゴミは収集できません。ゴミが残されてしまうと衛生上にも良くないですし、ゴミステーションなどではゴミを入れる場所がなくなってしまう、適正な分別を行っている方の迷惑にもなります。

自分のゴミが残されたときは、速やかに分別してから出すようお願いいたします。

